

伊佐市第2回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年5月20日(月) 午前8時57分から10時20分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (21人)

会 長 21番

会長職務代理者 20番

委 員 1番 2番 3番 4番

5番 6番 7番 8番

9番 10番 11番 12番

13番 14番 15番 16番

17番 18番 19番

4. 欠席委員 (0人)

欠席者 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (19番、20番)

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興長 振興係書記

開始時間 午前 8 時 57 分

- 事務局長 おはようございます。只今より、平成25年度第2回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
- 議長 おはようございます。
田植えの準備等で忙しいかと思えます。
水稻の苗床の種まきも終わった方、今から始まる方がいらしやと思いますが、体を大事にして頑張ってください、よろしくお願ひします。
- 本日は、全員出席です。
ただいまより総会始めます。
本日の議事録署名委員を、お願ひいたします。
19番委員と20番委員に、お願ひをいたします。
報告事項1をお願ひします。事務局。
- 事務局 報告、「農地法第18条第6項の規定よる通知」につきまして、ご報告いたします。
資料の1ページから9ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が17件、ありましたのでご報告いたします。
- 議長 事務局の報告が終了しました。
- 16番委員 質問があります。
- 議長 はいどうぞ
- 16番委員 1ページの1番、UさんとTさんの分ですね、貸人の都合でという理由で解約になっていますが、ページ11のですね、3番にここに賃借権が出てきておりますが、同じやつでその場合は、再設定になっていますよね、同じ地番、同じ面積で再設定になっていますね、解約をしたのに再設定とゆうこと、そして次はですね、3ページのIRさんと、9番ですねIYさんの親子ですが、貸し人の都合で使用賃借権であって、これは20ページの37番で、これは移譲年金で新しく経営移譲されたから親が年金を貰うためにここで切り替えてきたと思うのですが、まあこれは設定というかたち、それからですね、もう1つありまして、6ページの14番、ISさんとNRさん、これは貸し人

の都合で解約をしました、ところがページ20ページ35番、同じやつですね貸人の都合でとゆうことですが、これは解除してこれは新規の設定ですよ、新規の設定と言う事で権利の区分の農地法の18条の何が違うのか、何処が違うのか解約をしました。

また、新しく出てきて設定新規に成りました、同じ地番、同じ面積、貸し人の都合何処が違うのですか、ちょっとわからないものですから。

議長 事務局説明を

事務局 Uさんの件ですが、10年の設定を去れていたのですけど、貸し人のUHさんですけど、高齢で貸借年数が長すぎると言う事で、一回解約して、期間を短くしていただきたいと、申す出がありまして話し合いがありましたので、このような申請になりました。

事務局 IRさんの件ですけど、IRさんは昨年経営移譲をしました、経営移譲をしたさいに農地の縛りが10年間有りまして、その10年間に農地を、動かしたり、転用をしたしする場合は農地を一回解約して、設定のしなおしと言うのがありまして、その内の1筆を宅地に転用をすることでもうしでがありましたので、その宅地に転用をする事で、そこで1回全部解約して返してもらって残りの1筆を除いた他を、再設定10年というかたちで、こうゆう見にくい表に成りましたが、こうゆうかたちに成っております。

それとですね、ISさんとNRさん、の件ですがITさんも農業者年金の経営移譲年金を貰っておられます。

この方は設定がもう2回ほど設定去れており今回が3回目になりますが、2回目の設定が終った時点でその農地の縛りが無くなるので、結局農地が自分の所に返って来なければいいわけで、5筆あってですけど1筆だけNRさんに、貸していらしゃると言うことだったので、その4筆は息子さんに貸してらしゃるですが、その期間とNRさんに貸してらしゃる期間が切れる設定がばらばらであったので、今回再設定する際にもう一緒の時期に合せましよう、一時解約をして期限を揃えるというかたちに成ったということで、これも分かりにくい事に成ってしまいましたけど事情は2件とも年金の関係と言う事であります。

議長 報告について他に質問はありませんか
(質疑なしの声、多数あり。)

議長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定のうち所有権移転についてご説明いたします。

10ページをお開きください。

整理番号1につきましては幹旋による所有権移転です。

譲渡人は、伊佐市大口湊辺に居住のHIさんです。

譲受人は、伊佐市大口山野の有限会社RIさんで、経営面積は333,265㎡です。

土地の所在地は、大口湊辺字轟ノ下、他5筆で、地目は田、面積の合計は13,397㎡です。

幹旋委員として、M委員、I委員にお願いしました。

整理番号2につきましては、鹿児島県地域振興公社が行う農地保有合理化事業による所有権移転です。

譲渡人は、伊佐市大口小木原に居住のGK氏です。

譲受人は、伊佐市大口山野に居住のSH氏38歳、自治会は井立田で、経営面積は147,267㎡です。

土地の所在地は、大口小木原字高山で、地目は田、面積は1,046㎡です。

Sさんは、2年後買い受けを去れる予定です。

続きまして、利用権設定につきまして説明いたします26-1ページの総括表をお開き下さい。

期間は、11カ月から10年5カ月で、面積の合計は、田140,537㎡、畑25,996㎡、計166,533㎡です。

利用権設定をする者の数45人、設定を受ける者の数34人です。

土地の明細書等につきましては、11ページから26ページの整理番号1番から50番のとおりです。

皆様のご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。
事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手
よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、提案します。

整理番号1番2番については譲り請け人が同一人ですので一括して、担当委員の報告を求めます。

15番委員。

15番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番と2番ですが、今朝ほど事務局とも話し合いを致しまして農地の譲受と言う事ですけど今回新しい事業を始めるということで、施設の建設の計画等もありまして今回は取り下げ致しまして次回に審議をお願いしたいと言う事で、致しましたのでこの件につきましては取り下げをお願いします。

議長 整理番号1番2番については取り下げと言う報告です。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 全員良ということで、1番2番については取り下げと致します。

議長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
16番委員。

16番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、去る10日に、請け人立会いもと調査いたしましたので、16番が報告いたします。

請け人、TM氏は、伊佐市大口金波田に居住にされ自治会は金波田上であります。

譲り渡し人、KF氏外2名ですが、K氏は霧島市横川町に居住にされております。

申請地は、大口金波田、地目は、田3筆、大口金波田、地目は畑1筆で、合計4筆地籍は3,700㎡で、現在請け人が耕作されております。

譲り渡し人K氏外2名ですが、田舎に帰ってくる予定はなくT氏が耕作して、当初より買って下さいませんかと言われていたそうで今回売買にて取得されるものであります。

申請地は、金波田公民館より南東400mに位置しており通作距離も1キロ位に位置しており5分位で行けるところであります。

そして、農業従事者は、娘夫婦も入れて4名で、耕作面積は、123,737㎡で、農機具等もトラクター、コンバイン、乾燥機などよく管理されております。

以上により、農地法第3条の適確者であると同時に、農地法第3条2項の各号に該当しないため農地の所得にはなんら問題ないと思われれます。

添付書類も、全部事項証明書、住民票、提出されて降ります。

皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして報告を終わります。

議 長 16番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号3番について、16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員。

5 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る15日に、現地調査を行いましたので

5番が報告いたします。

譲り請け人、TTさんは、伊佐市大口大島に居住され、自治会は大島南で、年齢は61歳であります。

譲り渡人のTAさんは、伊佐市大口宮人に居住され、自治会は八代で、年齢は87歳であります。

TTさんとのTAさんは、親子関係であります。

申請地は、大口宮人字長迫、地目は畑、地籍は2, 136㎡の外4筆で、いずれも畑で、5筆の地籍は5, 223㎡であります。

申請地の位置は2箇所にあつて自宅から10分の位置のところにあり、現況は管理の行き届いた畑で、TAさんが耕作しておられます。

所有権移転は、親からの贈与であります。

請け人の経営面積は88,999㎡で、所得可能な面積で農業従事者は、二人であります。

経営意欲があり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議 長

5番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号4番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。

17番委員。

17番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について調査の報告いたします。

調査日は、15日に請け人の立会いのもとで調査をいたしました。

渡人のMYさんは、伊佐市菱刈重留に、居住され請け人のNMさん

は、伊佐市菱刈市山に居住されていらしやいます。

お母さんのYさんとMさんは親子関係でありましてMさんは長女でございます、そうゆう事で贈与申請があります。

申請地は、菱刈田中字水搔，田で、地積は892㎡外3筆で、合わせて4,363㎡でございます。

調査の内容としましては、Mさんの経営者としては、主人のNKさんが耕作者で、世帯人員に付きましたは、常時2名の方が農業に取り組んでいらしやいます。

また、旦那のNKさんは、最近までタバコを生産され、農業に関して一生けんめい取り組む方であります。

請け人の総面積は25,526㎡でございます、東市山自治会に居住されており、東市山集落でも集落営農で、今回法人化された集落でありまして、オペレーターなどをされて頑張っておられます。

申請地の位置につきましては、田中下自治会の今度贈与をされるお母さんのところから南側に約500mにあり、外の3筆もその範囲に位置しております。

NKは、さっき申し上げました通り非常に農業には、一生懸命取り組んで居られる方であり、今回請け人理由手してNMさんは、農地法第3条の規程による申請理由で耕作意欲は十分あります。

農機具については、大型の機械を導入されています。

添付資料として、全部事項証明書等が添付しているようでございます。

以上のような事で、許可については妥当と私は判断しましたので、皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議 長

17番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
整理番号5番について、17番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号5番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。

3番委員。

3 番 委 員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について整理番号6番について、去る5月13日に、申請人TSさん立会のもと現地調査を行いましたので、私が報告をいたします。

申請人TSさんは、大口上町に居住され自治会は里町で、年齢は74歳であります。

譲渡人のNMさんは、東京都八王子市にお住まいのようですが、申請書には、伊佐市大口里自治会は戸切で、92歳と申請書であります。

申請地は、大口大田字黒岩で、田、面積1,790㎡良く管理された水田でありまして、東京に移転のため今まで親しくしていたTさんに無償譲与されるのでございます。

現地は、轟公園滝の直ぐ東側に位置し東側宅地、南側市道、西側川北側水田であります。

通作距離も自宅から1キロメートル位で、現在12,482㎡耕作していて、農機具等もトラクター、田植え機等も良く管理されております、奥さんと二人で耕作し意欲のある方であります。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして私の報告を終わります。

議 長

只今、3番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号6番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。

1番委員。

- 1 番 委 員 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番について1番が報告いたします。
- 調査日は5月15日でした。
- 立会いは大口の司法書士K先生です。
- 渡人KSさん住所伊佐市菱刈川北、自治会は中野です。
- 請け人のFTさん63歳、住所始良郡湧水町北方、申請地は、菱刈川北字掃除尻です。
- 地目は水田、面積は499㎡請け人の経営面積は6,344㎡です。
- 農業従事者は1名外従業員の方々です。
- 肥育牛を生産されて湧水町で焼肉屋をされています。
- 申請地の位置は、菱刈庁舎より徳辺信号を南へ1.5キロの所からJAプロパンセンターより南東へ300m位のところです。
- 東が竹ヤブ、西側は農道、南側は水田、北側は農道です。
- 現在まではKさんが、耕作されていました。
- 請け人は、規模拡大の申請です。
- 農機具等は、すべて揃っております。
- 添付書類は、全部事項証明書、字図、湧水町耕作証明書、その他必要な書類等が全て添付してあります。
- 決定権としまして以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので許可相当と思われまます。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして私の報告を終わります。
- 議 長 1番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- 20番委員 はい
- 議 長 はい20番委員
- 20番委員 再確認のためですが、立会人の司法書士Kさんて
- 1番委員 大口の方です。
- 20番委員 Kさんは司法書士ではありません。

議 長	行政書士
1 番 委 員	行政書士ですか、すいません。
議 長	他何か質問はないでしょうか (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りします。 1 番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって整理番号7番は、許可が決定しました。
議 長	整理番号8番について、担当委員の報告を求めます。 5番委員。
5 番 委 員	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について整理番号8番について、去る5月14日に、現地調査を行いましたので、5番は報告をいたします。 譲受人のKKさんは、大口田代に居住され、自治会は田代で、年齢は33歳です。 譲渡人のKKさんは、大口田代に居住され、自治会は田代で、年齢は66歳であります。 KKさんとKKさんは親子の関係でございます。 申請地は、大口田代字上原で、地目は畑、地籍は189㎡の外21筆で、その内訳は田14筆の9, 483㎡、畑8筆の6, 427㎡、合計22筆の15, 910㎡であります。 申請地の位置は全て、田代自治会内に有り自宅から10分ぐらいの所にありまして、現況は管理の行き届かない田んぼがあるようで、あります。 所有権移転は、親からの贈与であります。 受人の経営面積は24, 655㎡で、取得可能面積であり、農業従事者は2人であります。 受人は、養豚業を主とする農業経営で、大農機具はトラクターのみで、田植え、稲刈り等は委託に出している状況であります。 以上のような理由により、当申請は、農地法上問題はないものと思

われますので許可相当と思われま

す。
添付資料としまして、全部事項証明書、委任状が添付してあります。
委員皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 5番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

18番委員 はい

議長 18番委員

18番委員 一言気になったのですが、手入れの行き届かない農地が見られると
言う報告がありましたけど、そういう農地を今後ちゃんと管理すると
かそういう話は無かったのですかね。

5番委員 はい

議長 5番委員

5番委員 本人はともかく農地に返そう返そうとするのだけど、手入れの届か
ない農地もありますが、将来的には農地にしたいとゆうような考え方
でございます。

議長 将来的には農地にしたい言うことですね。

19番委員 はい

議長 19番委員

19番委員 1筆あたりの面積が少ないようですが、ここあたりの耕地整備はさ
れてないのですか。

5番委員 されてないです。

19番委員 わかりました。

議 長 私の方で補足しますが、Kさんは黒豚の生産者で、黒豚の肥育も生産も一貫経営をやっておられる方で、今回息子さんが全てを譲り受けてやるとゆうことで、お父さんの方が経営を全面的に息子に渡すとゆう事で、このような贈与が行われた。

議 長 他何か質問はないでしょうか
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号8番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号9番について、担当委員の報告を求めます。
12番委員。

12番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号9番について、去る5月15日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。

申請人YTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は本町で、年齢は81歳です。

渡し人TAさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は本町で、年齢は92歳で御座います。

これは隣近所でございます、申請地は、伊佐市菱刈前目字本町これは、まごし市場とトレーニクセンターとの中間でありまして地目は田で、地籍は827㎡で売買によるものであります。

請け人の経営面積は、30,275㎡で、所得可能な面積であります。

農業従事者は、二人で、通作距離は約500mで、現況は良く管理された田であります。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は、農地法上問題は無いと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料としまして、全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。

す。

議 長 12番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号9番について、12番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号9番は許可が決定しました。

議 長 整理番号10番について、担当委員の報告を求めます。
2番委員

2番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号10番について、去る5月15日にKF有限会社取締役SK氏及び事務局立会いのもと現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。
申請人KF有限会社は、阿久根市折口にある農業生産法人であります。
譲受人NNさんは、伊佐市大口小川内に居住され、年齢は46歳であります。
申請地は、伊佐市大口小川内字上場他6筆で、地目は、畑2筆、及び牧場5筆、地籍は合計79,562㎡で、所有権移転売買であります。
休校となった山野西小学校より東へ2キロ位の場所になります。
請け人の経営面積は、今回の申請で、79,562㎡となるため、所得可能な面積であります。
農作業従事者は4名で内1名は申請地に常駐させると言う事があります。
元々牧場であったとゆう事で、現況は空っぽの牛舎と不耕作の畑となっております。
経営意欲はあり農機具等は全て完備されております。
請け人は、阿久根で農業に取り組んで来ましたが、何を作付けしてもうまく行かず撤退を考えていた所、渡し人より農地の話を受け伊佐市

で酪農に取組もうと申請に到ったものであります。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料としまして、全部事項証明書、営農計画書、定款が添付してあります。

委員皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 2番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

16番委員 はい

議長 16番委員

16番委員 何頭位の規模ですか。

2番委員 今のところ100頭を飼うと言ってらっしゃいました。

4番委員 こちらに牛舎を建てて飼うのですか。

2番委員 牛舎は元々空っぽであります元々以前酪農を、されていた方の後地であります。

4番委員 9反5畝しかないかわけでしょう、7町位は折口の方にあるのでしょうか

2番委員 牧場の中に牛舎が建っているのですから。

議長 ここだけで100頭飼うのですか。

2番委員 ここだけです。

議長 ここだけで100頭飼うのですね。

2番委員 はいここだけです。

議長 飼料は持ってくるのですから。

- 議 長 今回の回答で問題がありますか。
「なし」という声、多数あり。
- 議 長 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号10番について、2番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号10番は許可が決定しました。
- 議 長 整理番号11番について、担当委員の報告を求めます。
20番委員
- 20番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号11番について、去る15日に、調査をいたしましたので、20番が報告をいたします。
申請人SKさんは、伊佐市大口青木に居住され、自治会は多々良石で、年齢は55歳であります。
渡し人は、TSさんは、伊佐市大口上町に居住され、自治会は八坂町で、年齢は86歳でございます。
申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島で、地目は田で、面積は704㎡売買で取得するものであります。
請け人の経営面積は、自作地が3,859㎡と、議案1号の44番で決定された、利用権設定された土地1,645㎡合計面積5,504㎡で、所得可能な面積でありなんら問題ないと思っております。
農業従事者は二人で兼業農家であります。
通作距離は自宅から10キロ位の所で、管理の行き届いた水田であります。
農機具等は自己所有として完備されております。
以上のような理由により、当申請は、農地法上問題は無いと思われまますので、許可相当と思います。
以上で報告を終わりますが、皆様方のご審議方をお願いいたします。

議 長 20番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
20番委員の調査報告のとおり、整理番号11番について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号11番は許可が決定しました。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数11件について、取下げ2件、許可9件が決定しました。

議案第3号

議 長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員。

5番委員 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について去る15日、16番委員、21番委員、私5委員において共同調査を行いましたので5番が報告いたします。

立会人として代理人の行政書士Kさんが出席しております。

申請人の社会福祉法人DKは、伊佐市大口宮人に住所があり障害者支援施設を経営いたしております。

申請地は大口宮人字長迫で、地目は畑、地籍は1、297㎡で、現況は従業員の駐車場として利用されております。

ちなみに、現在当施設の従業員数は約150人とのことで御座います。

申請地の位置は、施設の西側で、東側が市道、南と東側が畑、西側が水路となっております。

転用目的は、駐車場にしたいと申請であります。

申請地は、入所者の学習農地として4年位利用していましたが、施設の拡張にともない、建物の新築、増築により従来からの駐車スペースが不足していたのに拍車をかける状態になり当該土地を、駐車場として利用せざるおえない状況になっております。

このことにつきましては顛末書が添付されております。

資金調達につきましては、自己資金の為問題は無いものと思われま

す。
添付資料としまして、全部事項証明書、住宅地図、字図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、残高証明書、定款、顛末書、委任状が提出されております。

以上のような理由により3名で協議した結果農地転用は、やむおえないものと判断しました、委員皆様方の審議方をよろしく願います。

議 長 これについては、私も同時に立会って調査をしましたので、補足します。

この件につきましては、事務局の方からあそこは農地が駐車場に成っているのではないかと言うことで、私もDKの方に行って駐車場にしているのであれば、駐車場に転用しなさいと、指導してこのような運びになった場所であります。

なお入園されて入る方々の勉強の場の農地になっていたわけですが、不足の農地は、隣に借地してハウス等を立て準備をされていますので、そのへんの農地の不足分については、借り手いるということで、問題はないということに成っております。

議 長 5番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、5番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

- 議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
13番委員。
- 13番委員 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について、5月15日に、8番、18番、13番が、立会を行いましたので13番が、整理番号2番について報告いたします。
申請人のIYさん58歳は、伊佐市大口目丸に居住され自治会は下目丸です。
申請地は、大口原田字井田之元、地目は畑、面積は376㎡です。
昭和63年ごろに、父親がヒノキを植林しており本人は今回指摘されるまで知らなかった事で、始末書も提出されております。
また、本人は現在病気治療中のため、4条申請されます。
周囲の状況は、西と北側は田、東と南側が山林で周囲に及ぼす影響はないと3人で協議して、やもおえないと判断しましたので、皆様方の審議をよろしく願いしまして、報告を終わります。
- 議 長 13番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号2番について13番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
15番委員。
- 15番委員 議案第3号 整理番号3番について、15番が報告します。
現地調査に付きましては、1番委員、14番委員、私に指名があったのですが、実は現地調査は、いたしませんで、話し合いのみいたしました。
申請者は、伊佐市菱刈荒田にお住まいのNSさん、集落は岩坪でありまして、場所は、菱刈南浦字七代、地目は畑で、面積は1,077

m²、転用目的は雑種地と申請が出ておりますが、実は現地調査をしなかったのは、私の実家の下でありまして、すでに岩坪研修センターが建っていますその駐車場と運動場みたいなので、公共の施設で利用している所です。

誰が見てもそれは二十数年前から集落が借りうけて施設建設をしまして、駐車場、運動場として利用している所です。

私も素人ながらももうそういう所を、雑種地に転用じゃなくて非農地じゃなかやとかと、朝事務所で話をしたのですが、農地法が変わって4月から自分でそういう造成して転用した農地は非農地としては認めないと法律が変わったらしいですね、そういう事で今回雑種地に転用したいと言うことの申請でした。

場所も先ほど申し上げましたが、岩坪集落の中心地でありまして、現況は、今申しましたとおり集落の研修場並びに運動場、駐車場で利用している所であります。

東西南北、東は道路、西は水田、南は水田、北は道路でありまして、二十数年前だったと思いますが、私は記憶しております。

このことについては、本人も事前に連絡手続きしなかったと言うことで、顛末書を添付して今回の許可申請がされております。

なお全部事項証明書も添付されておりまして、許可は、やもおえないと判断いたしました。

以上で有ります。

議 長 15番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号3番について15番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。
14番委員。

1 4 番委員	<p>議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について、整理番号 4 番について去る平成 2 5 年 5 月 1 5 日に、1 番委員、1 2 番委員、1 4 番委員が、申請者の住所伊佐市菱刈前目の Y T 氏 7 0 歳に立会いのもと調査いたしましたので、1 4 番が報告いたします。</p> <p>申請地は、菱刈前目字原田外 2 筆で、地目は田、面積は 1, 9 1 0 m²です。</p> <p>転用目的は、雑種地で、自治会で運動場として利用されるとの事でした。</p> <p>申請地は、菱刈中学校より北東に 5 0 0 m に位置し現状は雑種地で、なお平成 1 3 年 5 月ごろに雑種地にしてしまったとのことで、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は 2 種農地のその他に該当すると思われま。</p> <p>申請地の東側は畑、西は住宅、南は農道、北側は旧国鉄跡地の道理になっております。</p> <p>累積地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障は無いものと思われま。</p> <p>以上のような理由のより転用は、やむおえないものと思いま。</p> <p>添付書類は、農地法第 4 条の規定による許可申請書、汚廃水処理確約諸、事業計画書、始末書、全部事項証明書、字図が全部揃っております。</p> <p>委員皆様方の審議方をよろしくお願いま。</p>
議 長	<p>1 4 番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>
1 0 番委員	はい
議 長	1 0 番委員
1 0 番委員	<p>私も勉強不足で恥かしいのですが、私は 3 番を報告いたしました</p> <p>が、事前着工でこの方本人は顛末書を添付されているのですが、今の報告書は以前に始末書を添付されているのですが、始末書と顛末書の違いはどう何ですか、私は勉強不足で</p>
議 長	<p>始末書というのは二度とこうゆう事はしません、顛末書というのはこうゆう事でこうゆうふうになりましたと言うことだと思いま。</p>

- 10番委員 | どちらでも出して良いのですか。
- 議 長 | どちらを出せばいいの、顛末書を出せばいいの、始末書を出せばいいの。
- 事務局 | どちらも様式は有りますから、基本的には始末書ですよ、農地法が有るのでありますから。
- 議 長 | 違反したからもうしませんと私は認識不足で申し訳ありませんでしたと。
- 事務局 | そこは事務局で始末書の様式を統一するように皆様に配布いたします。
- 議 長 | 他にございませんか
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 | なしということでございますので、お諮りします。
14番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 | 全員挙手。
よって整理番号4番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 | 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数4件については、意見の決定並びに許可及び諮問4件が決定しました。
- 議案第4号 —————
- 議 長 | 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
16番委員。
- 16番委員 | 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定

並びに許可及び諮問決定について整理番号1番について、16番が調査の結果を報告いたします。

去る15日に会長、5番委員、私16番で、K行政書士立会いのもと共同調査いたしましたので報告をいたします。

申請人OT氏は、伊佐市大口大島に居住され自治会は山之口であります。

渡人は、AY氏で鹿児島市東谷間に居住されております。

この申請は、所有権移転売買で、転用目的は現在北側に家族で居住するが、駐車場や車庫が無く大変不便していると、また、東側奥に貸家をゆうし経営しているが、ここへの進入道と駐車場が無かったので、ここに駐車場に転用したいとの事であります。

そこで通路が195㎡、駐車場180㎡としての利用となっております。

申請地の所在地は、伊佐市大口大島字徳ヶ島で、地目は田となっておりますが、現況は畑で野菜、花などを作付けされております。

地籍は485㎡で、第2種農地のその他の農地となっております。

平成23年2月に農地利用目的変更届を出されて田んぼから畑に出されておりますが、その時に適当と認められており今回駐車場、通路としての転用に到ったしだいであります。

申請地の所在地は、羽月小学校から北東に1キロ位の所に位置し南側は水路、東側は田、北側は宅地、西側は宅地で周囲に与える影響はないと思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、利用計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、残高証明書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について、3名の意見によって適切であると判断いたしましたが、皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。

議 長

16番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

16番委員の報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>3番委員。</p>
3番委員		<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番につきまして、去る5月15日、申請人の立会いのTYさん立会いのもと6番委員、20番委員、私3番にて、共同調査をいたしましたので、3番か報告をいたします。</p> <p>申請人のTYさんは、大口原田にお住まいの35歳自治会は水ノ手で会社員であります。</p> <p>譲渡人SMさんは、大口里にお住まいの78歳、朝日町自治会であります。</p> <p>今回申請人のTさんが、太陽光パネルを設置する為の売買であります。</p> <p>申請地は、大口原田字井田之元、畑1, 162㎡であります。</p> <p>農地区分は2種農地でその他に農地となっております。</p> <p>国道268号線のベスト電器店より青木方向へ約1キロ位の目丸市営住宅の東側隣で、四方住宅の囲まれた所ではありますが、一部境界が土砂流失していて、しっかりと土砂の流失がないよう防護策をされるよう要望し3名の調査員の意見において許可相当としました。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、被害防除に関する誓約書、被害防除計画書、位置図、字図、平面図等が提出されております。</p> <p>皆様方のご審議方よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>3番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、3番委員の報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p>

- よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。
- 3番委員 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番につきまして、5月15日に、申請人THさん夫婦立会いのもと委員6番、20番、3名で現地調査をいたしましたので報告をいたします。
申請人THさんは、伊佐市菱刈重留に居住され66歳自治会は重留西であります。
譲渡人TI氏は、和歌山市榎原にお住まいの69歳であります。
申請地は、菱刈前目字屋敷前、畑、面積337㎡であります。
2種農地でその他に農地となっています。
この土地については、譲渡人TI氏が親の住まいである住宅を相続され、従兄弟のTHさんに売買の相談に行かれ話がまとまり登記簿謄本を取って見たら宅地と思っていた土地が、畑名義があり住宅地に庭も無く、請け人のHさんは、農地は全く持っていない、この畑を駐車場として買取し将来にて車庫、倉庫等を、建設していくとの事で5条申請をしたとの事でした。
添付書類として、全部事項証明書、被害防除計画書、事業計画書、自己資金証明書が提出されております。
調査の3人で協議した結果許可相当であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。
- 議長 3番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
3番委員の報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定

並びに許可及び諮問決定について、申請3件のうち許可及び諮問3件が決定しました。

————— 議案第5号 —————

- 議 長 議案第5号 非農地証明願について、提案します。
整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
12番委員。
- 12番委員 議案第5号 非農地証明願のうち整理番号1番について、去る5月15日に1番、12番、14番委員で現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。
申請人TKさんは、鹿児島市紫原に居住されております。
申請地は、菱刈前目字中白坂で申請理由は、周囲が山林化し野獣被害が多い為耕作放棄した、周りの状況は、東側、北側、西側が山で、南側100mに麓後公民館であります。
非農地の時期は平成元年4月1日で、非農地となった原因は、周囲が山林化した為耕作放棄した事によるものであります。
当該農地は全部竹山化して、現在現地調査をした結果農地ぞくせいは喪失し農地への復旧は容易で無いと判断しました。
委員皆様方のご審議方をよろしくお願いします。
- 議 長 12番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、12番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手、
よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。
- 議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
20番委員。

20番委員 議案第5号 非農地証明願について、整理番号2番について、去る15日に、3番、6番、私20番が調査を行いましたので、20番が報告いたします。

申請人KTさんは、現在伊佐市大田に居住され自治会は木崎であります。

土地の所在地は、伊佐市大口大田字後迫で、地目は畑で、現況は原野で、地籍は723㎡であります。

非農地にいたって理由は、父が亡くなった頃から耕作していなく周囲も山林化となっており耕作不能となり、平成2年2月ごろから農地性を喪失し、3番、6番、20番で、協議した結果農地への復旧は困難であると判断しました。

以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議長 20番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

18番委員 はい

議長 18番委員

18番委員 この図面を見ますと周囲は畑のままに残っている所ありますが現況は

20番委員 現況は荒れて荒れ放題です。

18番委員 この畑の荒れているのですか。

20番委員 荒れています。

18番委員 地目変換成されていないのでしょうか。

20番委員 地目変換成されていないと思います。

議長 一緒に調査された方補足説明してください。

3番委員 周囲はおそらく我々も思ったのですが、クヌ木も植わって、クヌ木がおそらく15年生ぐらいのクヌ木畑もその隣にあって、だから転用

されていないだろうと言いながらこの現地の調査を終った。

議 長 他に質問はございませんか。

17番委員 はい

議 長 17番委員

17番委員 事務局から今回いろいろ遊休農地の調査が始まっておるのですが、そこあたりについては、担当地区の委員が、調査したうえで各自連絡して指導した方がいいのではないですか。

議 長 今17番委員が言われた通り、今後ですねその他の所で言おと思ったのですが、新しい米所得補償制度に変わる制度で、農地台帳に基づいて補償がされるという制度でありますので、今後利用状況調査とゆうものは、責任を持って調査をしなければならない、我々の責任も重大に成ってくると思います。

ですからこうゆうのは早くちゃんと農地じゃ無いよと言うことを、早くちゃんとせんと無駄なお金をいっぱい国から出すとゆうようなことになりますので、今後みんな協力して調査をして、そうゆうことが無いようにしていく必要が、有ると思います。

20番委員 現況を見れば堺がどっから何処までかわからない状況で、本人を連れてくるとしたら歳を、とっといもんだから、きやならんと言われるから。

議 長 そのへんをちゃんとしっかり如何したら好いかと皆で、検討しながら自治会長でも頼んで、こんな事も有ると思います。

一番悔しい地域の人を頼んで来て場所を教えてください調査をせんないかんと思います、そのへんは皆で検討していきましょう。

議 長 あと他に質問はありませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

20番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議 長 全員挙手、
よって整理番号2番は、非農地証明が決定しました。
- 議 長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
14番委員。
- 14番委員 議案第5号 非農地証明願、整理番号3番を14番が報告いたします。
調査日は去る5月15日で調査員は、1番委員、12番委員、14番委員3名で実施いたしました。
申請人は、NSさんで、住所は伊佐市菱刈荒田岩坪です。
申請地は、菱刈荒田字名折、地目は田、地籍は267㎡です。
転用日は、昭和63年4月1日とのことです。
申請人は以前から耕作の便が悪く放置されたとの事、周囲の状況は、東、西、南、北側全て山林に覆われていました。
非農地となった理由は、耕作困難となったため山林化が進み農地としては困難な状況であります。
申請地の位置は、本城小学校より南に3キロ入った所です。
添付書類は、全部事項証明書、非農地証明願、字図全て揃っております。
委員3人で協議した結果農地性は喪失していると思われ、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします
- 議 長 14番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号3番について、14番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手、
よって整理番号3番は、証明が決定しました。
- 議 長 議案第5号 非農地証明願は、3件申請のうち証明許可3件が決定しました。

議 長	月例報告、その他。
事 務 局	<p>月例報告書により報告です。</p> <p>5月分の月例報告です15日を中心に現地調査をやって頂きました。</p> <p>本日20日が第2回目の農業委員会の総会でございます。</p> <p>24日が5月の定例常任議員会議でございます。</p> <p>6月の行事予定ですが、14日は現地調査の予定です。</p> <p>20日が第3回目の農業委員会の総会になります。</p> <p>26日が6月の定例常任議員会議になります。</p> <p>以上です</p>
議 長	<p>その他で委員の皆様意見はないですか。</p> <p>なかったら私の方から連絡したいと思います。</p> <p>机の上に農業会議定例常任会議、資料1と資料2農地集約新機構の新聞記事があります、資料1はTPPですね、それなり情報が載っておりますので皆さん読んでください。</p> <p>農業新聞についてですね、この農業新聞なぜ全国農業新聞が、出来たかゆうのは我々農業委員、事務局の職員が農家の皆さん方に情報を提供するとゆう事、何が良いかということで、この全国農業新聞を発刊してそれで、情報提供をひとつにしようと言う事で出来た新聞です。</p> <p>ですから農業委員も、職員も1年2部ぐらいは推進しようと言う事で決まっているようです。</p> <p>ですから自分も読まないで推進できないわけですから、まず自分が読まんと、人には推進出来ないわけですから、まず自分が読まないでそして1部誰か読んでいただくとゆうようにする、新聞が来たらまず農業政策についていろんな新聞がありますが、この新聞は週刊誌とくに全国農業新聞は、政策等については詳しく載っているようですので、それを自分たちが勉強して農家の皆さんに普及する。</p> <p>これはこうゆうふうになってますよと教えていけるように、自分の勉強し資料勉強資料としても農業新聞を読むと言う事にしてもらいたいと、農業委員長、事務局長会議の時にも話がありましたので、皆様も勉強して農家の皆様方に情報提供をよろしく願います。</p>
事 務 局 長	<p>これで、平成25年度第2回農業委員会総会を終わります。</p> <p>姿勢を正してください。 一同礼。</p>

終了時間 午前10時20分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 19番委員

伊佐市農業委員 20番委員
